

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第89号 概要

①件名	特定年度における私に関する情報で、別途開示を受けたもの以外の情報に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年8月21日（受理：令和元年8月21日）
③実施機関	子ども生活福祉部南部福祉事務所
④決定年月日	令和元年9月4日（南福第417号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>条例第15条第3号：開示請求者以外の個人に関する情報</p> <p>条例第15条第6号：個人の評価又は判断を伴う個人情報であり、開示することで当該事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるため。</p>
⑦審査請求年月日	令和元年12月4日
⑧審査請求の趣旨	黒塗り部分の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	自身の保護決定にかかる行政の把握する情報に事実誤認がないか等を確認する必要があったため。
⑩諮問年月日	令和2年2月19日（沖縄県諮問子第23号）
⑪答申年月日	令和2年6月1日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年9月4日付け南福第417号による保有個人情報部分開示決定については、妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、平成30年に南部福祉事務所が作成した(1)保護記録①～⑦、(2)ケース記録及び(3)ケース診断票である。</p> <p>(2) 条例第15条第3号該当性について</p> <p>本号は、開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する個人情報は不開示とすることを定めたものである。</p> <p>実施機関が条例第15条第3号に基づき不開示とした箇所を確認すると、第三者に関する情報となっていることから、不開示が妥当である。</p> <p>(3) 条例第15条第6号該当性について</p> <p>本号は、個人に対する評価又は判断を記載することが必要な事務の適正な執行を確保する観点から、開示することにより、これらの事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。</p> <p>実施機関が条例第15条第6号に基づき不開示とした箇所を確認すると、審査請求人に対する評価又は判断が記載されており、開示することにより、今後の本人に対する公正な評価又は判断が行えなくなり、また、評価又は判断を行う者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、不開示が妥当である。</p>